

富士河口湖町介護基盤開設準備等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、富士河口湖町介護保険事業計画(以下「介護保険事業計画」という。)において整備を計画している介護施設等(以下「施設等」という。)を整備する事業者に対し補助金を交付することに関し、富士河口湖町補助金等交付規則(平成 15 年富士河口湖町規則 37 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象)

第 2 条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、山梨県介護基盤開設準備等事業費補助金交付要綱(以下「県要綱」という。)第 3 条に規定する対象事業であって、介護保険事業計画において整備が計画されている施設等の開設に係る事業とする。ただし、次に掲げる費用については、補助金の対象としない。

- (1) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)に定める地方公務員の給与に充てる場合
- (2) 他に町、県又は国の補助制度により、当該事業の経費の一部を補助している事業
- (3) その他施設等の開設準備費用として適当とは認められない費用

(補助金の対象経費及び額)

第 3 条 補助金の対象経費は別表の 4 対象経費欄に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、県要綱に基づき町が交付を受ける額を限度とし、別表の 1 施設区分欄に定める施設区分ごとに、2 基礎単価欄に定める基礎単価に 3 単位欄に定める単位の数を乗じて得た額と、4 対象経費欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、富士河口湖町介護基盤開設準備等事業費補助金交付申請書(様式第 1 号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付の決定及び交付の条件)

第 5 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、富士河口湖町介護基盤開設準備等事業費補助金交付決定書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価 30 万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、町長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は譲渡してはならない。
- (2) 町長の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を町に納付させることがある。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図られなければならない。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書

類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

- (5) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (6) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (7) 補助事業を行うために締結する契約については、町が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (8) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除額が0円の場合を含む。)は速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに町長に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を町に返還しなければならない。
- (9) 補助事業の実施にあたり、町長が現地調査を行うことが必要と認めたときは、当該調査に協力しなければならない。
- (10) 申請者が(1)から(9)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を町に納付させることがある。

2 町長は、補助金の交付決定を行うに当たり、前項各号に掲げるもののほか必要があると認めるときは、補助金の交付につき条件を付するものとする。

(補助事業の変更等)

第6条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助事業の内容を変更するとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止するときは、富士河口湖町介護基盤開設準備等事業費補助金変更(中止又は廃止)承認申請書(様式第3号)により町長の承認を受けなければならない。ただし、施設の規模を著しく変更しない程度の軽微な変更は、この限りでない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、富士河口湖町介護基盤開設準備等事業費補助金事業実績報告書(様式第4号)に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、富士河口湖町介護基盤開設準備等事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第5号)により速やかに町長に報告しなければならない。

3 町長は、前項の規定による報告の結果必要があると認めるときは、当該仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条第1項に規定する実績報告書の提出があったときは、書類を審査するととも

に必要な応じて現地調査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、富士河口湖町介護基盤開設準備等事業費補助金交付額決定通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 町長は、必要があると認めた場合には、出来高の範囲内で、補助事業者に対し、概算払いにより補助金を交付することができる。

2 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に富士河口湖町介護基盤開設準備等事業費補助金支払請求書(様式第7号)により町長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

別表

1 施設区分	2 基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設の整備			<p>地域密着型特別養護老人ホーム等の円滑な開所の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。</p>
地域密着型特別養護老人ホーム	800千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、宿泊定員数とする。	
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	13,300千円	施設数	

平成 年 月 日

富士河口湖町長 様

住所

法人名

代表者氏名

⑩

富士河口湖町介護基盤開設準備等事業費補助金交付申請書

平成 年度において、富士河口湖町介護基盤開設準備等事業費補助金の交付を受けたいので、富士河口湖町介護基盤開設準備等事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 申請金額 金 円

3 添付書類

- (1) 事業収支予算書(別紙 1)
- (2) 整備費等補助金申請額内訳書(別紙 2)
- (3) 事業計画書(別紙 3)
- (4) 所要額算出内訳(別紙 4)

(別紙 2)

整備費等補助金申請額内訳書

法人の名称

施設等の名称

(単位：円)

施設等の種別	箇所数 (ユニット数)	総事業費 A	対象経費の 実支出額 B	寄附金その他の 収入額 C	差引額 D (A-C)	基準額 E	補助金所要額 F

(注) F欄には、B欄、D欄又はE欄のうち最も少ない額である欄の金額を記入すること。(ただし、千円未満は切り捨て。)

(別紙3)

介護基盤開設準備等実施計画(報告)書

設置主体名	
-------	--

施設種別	
施設の名称	
施設所在地	
施設長または管理者(予定者)	

定員 (宿泊定員)		事業開始 (予定)日	
開設準備計画の期間	～		
計画の概要			
計画の詳細 (所要額については、別添「所要額算出内訳」による)			
設備整備の内容			
職員訓練期間中の雇い上げ(最大6ヶ月)の内容	職種、職名、人数、給料月額等		
職員募集の内容			
開発のための普及啓発の内容			
その他事業の立ち上げに必要な経費の内容			

※様式に入りきらない場合は、適宜別葉にて補足すること。

(別紙4)

(施設名:)

所要額算出内訳

(単位:円)

事業区分	経費区分	対象経費の実支出額		
		単価	金額	算出方法(積算内訳)
設備整備	需用費 備品購入費			
職員訓練期間中の雇 い上げ(最大6ヶ月間)	給料 職員手当 共済費 報酬 賃金			
職員募集経費	役員費 手数料 (広告掲載費) ○○○ 使用料			
開設のための普及啓 発費	委託料 (HP作成) (○○○○) 需用費 印刷製本費 (パンフ作成)			
その他事業の立ち上 げに必要な経費				

第 号
平成 年 月 日

様

富士河口湖町長

富士河口湖町介護基盤開設準備等事業費補助金交付決定書

平成 年 月 日付けで申請のあった富士河口湖町介護基盤開設準備等事業費補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、富士河口湖町介護基盤開設準備等事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により通知します。

記

- 1 事業名
- 2 交付決定額 金 円
- 3 この補助金の交付対象となる事業は、平成 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は富士河口湖町介護基盤開設準備等事業費補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 4 補助事業者は、富士河口湖町介護基盤開設準備等事業費補助金交付要綱の規定に従わなければならない。
- 5 この事業は、平成 年 月 日までに完了しなければならない。

平成 年 月 日

富士河口湖町長 様

住所

法人名

代表者氏名

㊟

富士河口湖町介護基盤開設準備等事業費補助金変更(中止又は廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった平成 年度富士河口湖町介護基盤開設準備等事業費補助金について、下記のとおり変更(中止又は廃止)したいので、富士河口湖町介護基盤開設準備等事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、その承認を申請します。

1 事業名

2 変更(中止・廃止)事項

3 補助金額の変更

変更前補助金額	円
変更後補助金額	円
増 減 額	円

4 その他

5 添付書類

- (1) 変更事業収支予算書(様式第 1 号の別紙 1 を準用)
- (2) 変更整備費等補助金申請額内訳書(様式第 1 号の別紙 2 を準用)
- (3) 変更事業計画書(様式第 1 号の別紙 3 を準用)
- (4) 変更所要額算出内訳(様式第 1 号の別紙 4 を準用)

※ 「添付書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業内容及び経費の配分と変更後の事業内容及び経費の配分を比較できるように記載すること。

平成 年 月 日

富士河口湖町長 様

住所

法人名

代表者氏名

印

富士河口湖町介護基盤開設準備等事業費補助金事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった介護基盤開設準備等事業費補助金に係る事業を下記のとおり実施したので、富士河口湖町介護基盤開設準備等事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 事業名

2 交付決定額 金 円

3 添付書類

- (1) 事業収支決算書(別紙 5)
- (2) 整備費等補助金精算額内訳書(別紙 6)
- (3) 事業実績報告書(様式第 1 号別紙 3)
- (4) 所要額算出内訳(様式第 1 号別紙 4)

(別紙 6)

開設準備費等補助金精算額内訳書

法人の名称

施設等の名称

(単位：円)

施設等の種別	箇所数 (ユニット数)	総事業費 A	対象経費の 実支出額 B	寄附金その他の 収入額 C	差引額 D (A-C)	基準額 E	補助金所要額 F

(注) F 欄には、B 欄、D 欄又は E 欄のうち最も少ない額である欄の金額を記入すること。(ただし、千円未満は切り捨て。)

平成 年 月 日

富士河口湖町長 様

住所

法人名

代表者氏名

⑨

平成 年度富士河口湖町介護基盤開設準備等事業費補助金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知のあった平成 年度富士河口湖町介護基盤開設準備等事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したので、富士河口湖町介護基盤開設準備等事業費補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 富士河口湖町介護基盤開設準備等事業費補助金実績報告書による確定額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金等返還相当額)
- 3 添付書類

第 号
平成 年 月 日

様

富士河口湖町長

富士河口湖町介護基盤開設準備等事業費補助金交付額決定通知書

平成 年 月 日付けで決定した補助金の交付について、下記のとおり確定したので、富士河口湖町介護基盤開設準備等事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

1 事業名

2 交付決定額 金 円

平成 年 月 日

富士河口湖町長 様

住所

法人名

代表者氏名

印

富士河口湖町介護基盤開設準備等事業費補助金支払請求書

富士河口湖町介護基盤開設準備等事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 事業名

2 請求額

3 振込先

振込先 金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協				店
預金種別	当座	No.	フリガナ		
	普通		預金口座 名義		